

報告第 6 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近藤弥生

議決を得た契約の変更調書

議案番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 〔契約の相手方〕	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
74	R7. 7. 2 令和7年 第2回足立区 議会定例会で 承認74号	区営大谷田二丁目アパート 3・5号棟解体工事請負契約 [株式会社内山商事 東京支店]	① 251, 900, 000		① R8. 2. 27	
			② 243, 672, 000 ③ △ 8, 228, 000	-3. 27%	②	(1) 既存杭の形状や既設の埋設管が当初の設計と異なっていたことによる処分費の変更。 (2) 地盤改良材の数量精査による変更等。